

令和4年 5月13日(金)

令和4年河南町議会5月臨時会議会議録

(第 1 号)

河 南 町 議 会

令和4年河南町議会5月臨時会議会議録

年 月 日 令和4年5月13日（金）

場 所 河南町議会議場

出席議員 (10名)

| | | | | | |
|----|----|----|-----|-----|----|
| 1番 | 高田 | 伸也 | 2番 | 松本 | 四郎 |
| 3番 | 河合 | 英紀 | 4番 | 大門 | 晶子 |
| 5番 | 力武 | 清 | 6番 | 佐々木 | 希絵 |
| 7番 | 廣谷 | 武 | 8番 | 浅岡 | 正広 |
| 9番 | 福田 | 太郎 | 10番 | 中川 | 博 |

欠席議員 (0名)

地方自治法第121条の規定による出席者

| | | |
|-------------------------|----|-----|
| 町 長 | 森田 | 昌吾 |
| 副 町 長 | 城田 | 国昭 |
| 教 育 長 | 中川 | 修 |
| 総合政策部長 | 渡辺 | 慶啓 |
| 総 務 部 長 | 多村 | 美紀 |
| 住 民 部 長 | 福田 | 新吾 |
| 健康福祉部長兼総合保健福祉センター長 | 田村 | 夕香 |
| まち創造部長 | 安井 | 啓悦 |
| まち創造部理事 | 日根 | 直哉 |
| 総合政策部秘書企画課長 | 森口 | 竜也 |
| 総合政策部危機管理室長 | 木矢 | 哲也 |
| 総務部副理事兼総務課長併選挙管理委員会事務局長 | 田中 | 啓之 |
| 総務部人事財政課長 | 後藤 | 利彦 |
| 総務部契約検査室長 | 岩根 | 有津佐 |
| 総務部副理事兼施設営繕課長 | 牧野 | 勉 |
| 総務部副理事兼まち創造部副理事 | 西本 | 伸二 |
| 住民部住民生活課長兼人権男女共同社会室長 | 北野 | 朋子 |
| 住民部保険年金課長 | 桶本 | 和正 |

住民部 税務課長

渡 辺 恵 子

健康福祉部副理事兼高齢障がい福祉課長

和 田 信 一

健康福祉部副理事兼健康づくり推進課長

辻 元 哲 夫

まち創造部地域整備課長

藤 木 幹 史

まち創造部農林商工観光課長併農業委員会事務局長

池 添 謙 司

まち創造部副理事兼都市環境課長

大 門 晃

(出 納 室)

会計管理者兼出納室長

中 筋 美 枝

(教育委員会事務局)

教 ・ 育 部 長

湊 浩

教 ・ 育 部 教 育 課 長

中 海 幹 男

教 ・ 育 部 こ ども 1 ば ん 課 長

山 田 恵

教 ・ 育 部 生涯まなぶ課長兼中央公民館長兼図書館長

森 弘 樹

教 ・ 育 部 副 理 事 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長

梅 川 茂 宏

議会事務局職員出席者

事 務 局 長

谷 道 広

課 長 補 佐

門 林 純 司

会議録署名議員

10番 中 川 博

1 番 高 田 伸 也

議 事 日 程 別 紙 の と お り

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 か ら 第 5 ま で 、 及 び 追 加 日 程 第 1

令和4年河南町議会5月臨時会議

令和4年5月13日（金）午前10時00分開議

議 事 日 程（第1号）

| | | |
|--------|---|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 日程第2 | 会議期間の決定について | 6 |
| 日程第3 | 諸般の報告 | 7 |
| 日程第4 | 行政報告 | 8 |
| | 報告第1号 令和4年専決第1号 令和3年度河南町一般会計補 正予算（第9号） | |
| | 報告第2号 令和4年専決第2号 河南町税条例の一部を改正す る条例の制定について | |
| 日程第5 | 議案第1号 財産の取得（かなん公共交通バス購入）について | 22 |
| 追加日程第1 | 総務建設常任委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果 について | 25 |

議 事 の 経 過

午前10時00分開議

○議長（浅岡正広）

会議の前に議長より一言申し上げます。皆様もお気づきとは存じますが、5月に入りクールビズの実施に伴い、この議場でも軽装での会議進行にご協力をお願いいたします。

それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

これより令和4年河南町議会5月臨時会議を開催します。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議長（浅岡正広）

本臨時会議に対する説明員の通知、議会運営委員会の審議結果、会議日程、議事日程、例月出納検査の結果報告は、タブレット908、令和4年5月13日、5月臨時会議のフォルダーに送信していますので準備願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、10番 中川議員、1番 高田議員を指名します。

○議長（浅岡正広）

日程第2 会議期間の決定についてを議題とします。

昨日5月12日に開催されました議会運営委員会の審議結果のとおり、本臨時会議の会議期間については本日1日としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、本臨時会議の会議期間は本日1日と決しました。

○議長（浅岡正広）

日程第3 諸般の報告を議題とします。

諸般の報告は、監査委員より2月分から3月分までの例月出納検査の結果報告があり、いずれも正確に処理されていたという内容でした。監査委員、また議会選出監査委員である高田議員におかれましては、お疲れさまでした。

次に、5月3日の憲法施行記念式におきまして、当町議会の廣谷副議長が憲法記念知事表彰に係る自治功労賞を受賞されました。廣谷副議長、誠におめでとうございます。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

ここで、令和4年河南町議会5月臨時会議の開催に当たり、町長から挨拶の申出がありましたので、これをお受けします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

おはようございます。

本日、令和4年河南町議会5月臨時会議に際しまして、議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。会議に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど議長のほうから話がありましたけれども、5月1日から本町でもクールビズを実施いたしております。軽装で業務を行っておりますので、議員の皆さんにおかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

それから、去る3月16日に発生いたしました福島県沖の地震に際しまして、被災を受けました福島県相馬市に職員2名を応援として派遣しておりました。4月18日から2週間ということで、2名が現地の罹災証明等の発行の事務のお手伝いをしたということでございます。今後もこのような状況であれば、被災市町村の応援等についてもやっていきたいというふうに考えております。

さて、本臨時会議にご提案申し上げます案件でございますけれども、行政報告が2件、その他案件が1件でございます。

報告第1号 令和4年専決第1号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第9号）の報告でございます。各種交付金などの主な収入額の確定に伴いまして、令和4年3月31日付で専決をさせていただいたものでございます。

報告第2号 令和4年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についての

報告でございます。地方税法等の改正に伴いまして、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正など、4月1日から施行すべき内容についての改正を専決させていただいたものでございます。

次に、その他案件でございますが、議案第1号 財産の取得（かなん公共交通バス購入）についてでございます。現在運行しております、かなん公共交通バスのカナちゃんバス2台でございますが、それを買い換えるということで、その購入について議会の議決を求めらるものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当者からご説明いたしますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

町長の挨拶が終わりました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第4 行政報告を議題とします。

報告第1号 令和4年専決第1号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第9号）及び報告第2号 令和4年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定についての2件の行政報告を求めます。

順次説明をお願いしますが、2件の報告が終わった後に質疑をお受けします。

多村部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

では、タブレットのほう910、令和4年5月9日議案送付、5月臨時会議議案一式、令和4年河南町議会5月臨時会議資料をご覧ください。

5ページでございます。

それでは、報告させていただきます。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和4年5月13日提出

6 ページからが補正予算書になっております。

8 ページをお開きください。

専決第 1 号

令和 3 年度河南町一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度河南町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

本予算は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決する。

令和 4 年 3 月 31 日

河南町長 森 田 昌 吾

めくっていただきまして 9 ページ、「第 1 表歳入歳出予算補正」でございます。

まず、歳入でございます。

（款）地方譲与税、（項）地方揮発油譲与税で 139 万円の減額。

（項）自動車重量譲与税で 19 万 8 千円の追加。

（項）森林環境譲与税で 8 万 6 千円の追加。

（款）利子割交付金、（項）利子割交付金で 17 万 1 千円の追加。

（款）配当割交付金、（項）配当割交付金で 409 万 4 千円の追加。

（款）株式等譲渡所得割交付金、（項）株式等譲渡所得割交付金で 614 万 9 千円の追加。

（款）法人事業税交付金、（項）法人事業税交付金で 1,165 万 1 千円の追加。

（款）地方消費税交付金、（項）地方消費税交付金で 2,817 万 4 千円の追加。

（款）ゴルフ場利用税交付金、（項）ゴルフ場利用税交付金で 1,120 万 3 千円の追加。

（款）環境性能割交付金、（項）環境性能割交付金で 226 万 7 千円の追加。

めくっていただきまして、（款）地方特例交付金、（項）新型コロナウイルス感染症対策
地方税減収補填特別交付金で 218 万 9 千円の減額。

（款）地方交付税、（項）地方交付税で 3,898 万 9 千円の減額。

(款) 交通安全対策特別交付金、(項) 交通安全対策特別交付金で17万3千円の追加。

(款) 府支出金、(項) 府補助金で4,300万円の追加。

(款) 繰入金、(項) 基金繰入金で6,459万8千円の減額。

補正後予算額は、補正前と同額の71億4,863万4千円でございます。

めくっていただきまして、11ページの歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 児童福祉費は財源更正でございます。

(款) 教育費、(項) 保健体育費も同じく財源更正でございます。

補正後予算額は、補正前と同額の71億4,863万4千円でございます。

次に、12ページ以降の歳入の事項別明細書を説明させていただきます。

14ページをご覧ください。

(款) 地方譲与税、(項) 地方揮発油譲与税、(項) 自動車重量譲与税、(項) 森林環境譲与税、(款) 利子割交付金、(款) 配当割交付金、めくっていただきまして、(款) 株式等譲渡所得割交付金、(款) 法人事業税交付金、(款) 地方消費税交付金、(款) ゴルフ場利用税交付金、(款) 環境性能割交付金、めくっていただきまして、(款) 地方特例交付金、(款) 地方交付税、(款) 交通安全対策特別交付金は、交付金等の確定による増減でございます。

次に、(款) 府支出金、(項) 府補助金、(目) 民生費補助金、(節) 児童福祉費補助金につきましては、大阪府市町村振興補助金379万6千円を中村こども園給食調理業務委託料に充当しております。

その下の(目) 教育費府補助金、(節) 保健体育費補助金は、同じく大阪府市町村振興補助金3,920万4千円を学校給食調理・配送業務委託料に充当しております。

次に、(款) 繰入金、(項) 基金繰入金でございますが、今回の補正予算に伴います財源調整として、財政調整基金繰入金を6,459万8千円減額しております。

次に、17ページの歳出でございます。

(款) 民生費、(項) 児童福祉費、(目) こども園費及び、次の(款) 教育費、(項) 保健体育費、(目) 学校給食費につきましては、大阪府市町村振興補助金を充当したことに伴います財源更正であります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（浅岡正広）

福田部長。

○住民部長（福田新吾）（登壇）

それでは、報告させていただきます。

資料をそのまま1ページめくっていただきまして、18ページでございます。

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告する。

令和4年5月13日

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、

令和4年専決第2号

河南町税条例の一部を改正する条例の制定について

河南町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決する。

令和4年3月31日

河南町長 森田昌吾

めくっていただきまして、

令和4年河南町条例第9号

河南町税条例の一部を改正する条例

でございます。

改正条文の朗読につきましては、議案資料、新旧対照表の説明をもって代えさせていただきます。

それでは、22ページをお願いいたします。

まず、第34条の7第5項寄附金控除につきましては、旧所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に基づく特例民法法人について、公益社団法人等へ移行するまでの間、寄附金控除の対象法人とする経過措置の終了に伴い、対象法人から削除するものでございます。

次に、22ページから23ページでございます。

第48条第9項及び第15項、法人の町民税の申告納付は、法律改正に伴います項ずれの改正でございます。

同じく23ページでございます。

第73条の2、固定資産課税台帳の閲覧の手数料でございますが、固定資産課税台帳の閲覧について、支援措置などを受けられている方の住所の記載を削除するなどの措置が可能である旨を明確化するものでございます。

次に、第73条の3、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付についてですが、第73条の2と同様に明確化するものでございます。

次に、附則第10条の2は、固定資産税のいわゆる、わがまち特例の改正でございます。

第2項は、下水道除害施設に係る課税標準の特例の見直しで、条例で定める特例割合を現行の4分の3から5分の4とするものでございます。

第3項から25ページの第24項までは、法改正に伴う項ずれによるものでございます。

第25項は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置が新設されたもので、条例で定める割合を4分の3とするものです。

次に、附則第10条の3第9項及び11項は、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充などに伴う改正で、より良質な省エネ改修を支援する観点から、省エネ改修工事費用の要件が見直され、断熱改修工事と併せて省エネや創エネに資する太陽光発電装置などの工事を行った場合の工事費用も対象となったことによるもので、熱損失防止改修等住宅など「等」を加えております。

次に、26ページでございます。

附則第12条の第1項、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例は、土地に係る負担調整措置及び軽減措置で、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を5%から2.5%に軽減するものです。

最後に、附則でございます。27ページをお願いいたします。

第1条といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行します。

第2条の規定につきましては、固定資産税の経過措置の規定で、第1項は、新条例を令和

4年度以降の分から適用し、令和3年度までの分は従前の例によることとしております。第2項は、附則第10条の2第2項の規定による経過措置を規定しております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

行政報告が終わりました。

これより質疑をお受けします。

まず、報告第1号 令和4年専決第1号 令和3年度河南町一般会計補正予算（第9号）について質疑をお受けします。

中川議員。

○10番（中川 博）

16ページ、府支出金のところなんですけれども、今回、市町村振興補助金ということで4,300万円確定したということなんですけれども、市町村の振興補助金なんですけれども、実施状況によって評価があるんですね。例えば、実績評価、達成度評価、目標評価ということで、河南町の場合は実績評価のみ評価される、マルということで。例えば、隣の千早赤阪村の場合は全てマルということで、金額においても3,800万円ぐらい多分来ていたと思うんで、そういう意味ではかなり大きな金額が隣の村では行っていたということです。

今回の市町村の振興補助金なんですけれども、申請分としましては当初、新型コロナ接種共同実施と、また、水道施設維持管理業務の共同発注、また、うちは広域化しましたので継続申請分としましては、地域生活支援拠点等の広域連携による整備、ドラマの何か誘致というのもあったみたいなんですけれども、それと、下水道施設のストックマネジメントの計画の共同、これは富田林市等とやっておると思います。消防の広域化検討会、これも今回うちはやっています。図書館の広域利用というようなことが、そういう申請分の中に入っているということです。

この目的なんですけれども、市町村の自立化に向けた体制整備や行財政基盤の強化の取組の支援が目的で、根拠法としましては大阪府市町村振興補助金交付要綱ということで、広域連携の推進、または行財政改革の達成度により配分されるので、さらなる行財政改革を推進とあります。

今回ですけれども、学校給食費の事業に充当されておりますけれども、これは使い道というか、それに合致しているということで考えられるわけですか。今回のあれは、来年度のまた評価につながっていくと思うんですけれども、少し大事な部分ですので、専決処分でした

けれども、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（浅岡正広）

後藤課長、どうぞ。

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

振興補助金なんですけれども、今、議員のおっしゃられたとおり、市町村の自立化に向けた取組というようなところを各算定項目、評価項目として交付限度額を算定されるという仕組みになっております。

学校給食のほうにここ数年充当という格好で、申請ではさせていただいておりますけれども、申請の方法としまして、その算定限度額の評価といたしますか、申請項目については、今、議員がおっしゃられたような水道の広域化であったりとか、あとコロナのワクチン接種の共同実施とか、そういうところを我々のほうから報告させていただいて、4,300万円という交付限度額が確定しております。

それをどの事業に充てるかというところで、正式に交付申請という形になるんですけれども、学校給食事業の調理・配送業務委託にまず充当しておりますのは、それはもうかねてより給食事業については、委託を平成26年ぐらいからやっていると思います。それまでは調理のほうは直営でやって、配送のみを業者のほうに委託させていただいていたという流れでございますけれども、それを効率的に実施するために、調理業務までも新しい給食センターに移った段階で業務委託させていただいている。そういう格好で、役場の事務の一部について効率的な実施を目指しているという趣旨でもって、学校給食配送業務委託のほうに充当させているような次第ですので、それは振興補助金の趣旨に合致するような事業という趣旨で我々も申請させていただいているし、大阪府にそこは異論は、今まで唱えられたことはないというようなことになっております。

○10番（中川 博）

ありがとうございます。説明のあれは分かったんですけれども、私が危惧しているのは、先ほど一番初めに申し上げましたように、評価の中で私ども河南町におきましては、実績評価だけがマルだったんですかね。近隣の具体的な例を挙げたら千早赤阪村なんですけれども、全てが評価されているというような状況もございましたので、そういう意味では河南町の使い道、また今後の行財政改革に資するものであるかどうかというのがちょっと疑問点でしたんですけれども、今の課長の答えではそれは問題ないということですので、そこはそのように了としたいと思いますので、多村部長の初めてのあれですので、この辺で質問を終わりたい

いと思います。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

力武議員。

○5番（力武 清）

同じ16ページなんですけれども、まず、地方特例交付金の関係から質問させていただきますけれども、新型コロナ対策の関係で交付金が設定されて、確定したという中身なんですけれども、本町におけるコロナ感染の関係で申請者の数、それと見込みの関係でどうであったのかと。この交付金の確定した額が、申請者の関係とどう整合性があるのかというあたりの評価をまずお伺いしたいと。

それともう一つは、申請者が申請されて、申請不可になったケースはあるのかどうかということ、これもお聞きしたいということ。

今、中川議員が先に質問された自治振興、市町村振興補助金の関係なんですけれども、今の説明で分からなかったのは、なぜ学校の給食の調理・配送業務に充てたか、この理由をお聞きしたい。ほかにも幾つかのいろんな事業に振興補助金の使い道はあると思うんですけれども、河南町がこの4,300万円を学校給食費に充てた特別の理由があるのかどうか、そのあたりの評価、なぜここに充てたのかという理由をちょっとお聞きしたい。

以上2点、お聞きしたい。

○議長（浅岡正広）

後藤課長。

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

1点目の新型コロナウイルス対策特別交付金のほうの件数なんですけれども、今ちょっと手元のほうでそこまでの資料を持っておりませんで、恐縮なんですけれども、こちらのほうはコロナの感染の関係で、事業用の家屋ですとか償却資産、通常、償却資産税とかかけるんですけれども、それがコロナの関係で、前年度対比したときに収入が減となっている事業者について減収というか税を減免するんですけれども、その減免額について、特例交付金として補填があるというような趣旨でございます。件数はすみません、先ほど言いましたとおりございません。

大阪府の市町村振興補助金なんですけれども、学校給食事業のほうに充当させていただいてい

るのは、まず学校給食事業で4,300万円をもらってきたというような認識というか仕組みにはなっておりませんで、先ほど言いましたとおり、4,300万円の要望に当たっては、いろいろな行革の取組、分権とか広域連携の取組をいろいろ調査されておりますので、それに見合う取組、河南町のほうではこういうのを進めておりますということで、まず申請というか、算定項目のほうは回答しております。

その中の一つに、先ほど言いましたワクチン接種の共同実施であるとか、他市町村と連携して取り組んでいるクラウドの取組とか、そういうのを要求項目として申請した結果、4,300万円が来ましたと。その4,300万円の使い道ですけれども、やはり、それは事業費の3分の2以内で振興補助金は事業費が交付できるということですので、かなり大きな金額で申請できる趣旨が合う事業として、給食の調理・配送業務委託と、令和3年度から始めましたこども園の調理業務委託、どちらもその事務の外注ということで、効率化につながるものという認識の下で申請しておる次第でございます。

以上です。

○議長（浅岡正広）

終わりました。

力武議員。

○5番（力武 清）

答弁がちょっと納得というか理由が、点数つけないでおきますけれども、要は、振興補助金の使い道は、それぞれ市町村に任されているわけですね。それを僕の質問は、なぜ調理・配送業務に充てたのかと、そういった結論に至った経過を僕は聞いているんです。なぜここに置いたのかと。

この時期というのは、コロナ対策に本当に重点を置いた取組をすべき時期ではなかったかなというふうに思う。だから、配送業務が悪いとかいいとかいうんじゃないで、なぜそこに至ったかという経過ですね。4,300万円、府が振興補助金として出しますよと、いろいろな行政評価の上に立って、河南町さん、これ4,300万円使ってくださいよと言われたわけでしょう。それをなぜそこに特化したのかなというのはよう分からん、今の後藤課長の説明では、どういう評価の下でそういう結果になったのかと。行政側の議論のところ、なぜそこに到達したのか。ありきやったのか、そうじゃなくて結果的にそうなったのか。このところの、例えば今まで振興補助金は、それぞれ旧の5小学校区で共同保全のだんじりとか、いろんな形で使われていたケースもあると思うんです、振興補助金の使い道は。

今回、僕は調理業務というのは、別の議論のところであてがった予算の配分ではないかなという思いがして仕方ないんですが、その議論の経過がちょっと知りたいなど。なぜそこに特化したのかというところなんです。ちょっと不透明な答弁やったので、再度お願いをしたい。

○議長（浅岡正広）

後藤課長。

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

振興補助金の交付目的自体が、今ちらっとおっしゃられたコロナ対策とか、そういう名目で補助金を頂けるようなメニューではございませんで、あくまでも市町村の自立化に向けた取組というのが大きな柱になっております。その中で、市町村が自分のところの財政基盤の下で自立化していく取組に対して、大きく言いますね、大きく言いますとそういうものに対して補助金が交付されるような仕組みになっておりまして、それはある意味では、事業者への民間委託、役場業務の民間委託であるとか、他市町村と連携を取った広域連携の取組とか、そういう名目といたしますか、そういう活動をしているところに対して振興補助金が交付されるというような補助金の趣旨でございますので、それに見合う、比較的事業費の確保できる事業として、学校給食の調理・配送業務委託、これはもう何年か前から業務委託という格好で配送業務のほうは委託させていただいているんですけれども、それを何年か前から使っているものはあかんというような取組はございませんので、それは、事務の効率的な活用といたしますか、外部委託というような趣旨で、名目でもって、この学校給食の委託のほうに充当というか、申請をさせていただいているという趣旨でございます。

○議長（浅岡正広）

力武議員。

○5番（力武 清）

非常に苦しい答弁やなというふうに思うんですけれども、要は、評価的には昨年10月から、こども園は自園でやっていた調理を業者委託されて、それまでちょっと混乱した状態が改善されたと。そういう無理やり後藤課長の答弁を積極的に評価しようと思えば、そういった業務の改善につなげたんだというふうに理解をしたいというふうに僕は思います。と思いますけれども、そういうふうな部分も、今回のこの交付金には算定されているのかなという理解をするつもりでおります。

それと、コロナ対策で、地方特例交付金の在り方の問題で、ちょっとこれは行政のほうで親切な説明をお願いしたいんですけれども、例えばいろんな支援金が出ていますよね。個人

事業者とか飲食店とか、個人事業者でコロナで事業費が、営業がうまくいかへん、前年対比半分になった、3分の1になった人に対しての所得補償とか、資金繰りの援助金が立っている。ところが、もらったのはうれしいと、いろんな形で資金繰りに使われているケースがあるんですけども、ところがそれが所得になって、確定申告なり申告のときに、逆にその分は所得に入るから税額の対象になるんだということを知らずに使ってしまったとか、納税する分を先食いしてしまって、納税するときにはもうなくなってしまったというケースも僕、相談があったんです。

そういうあたりの説明をきちんと丁寧に支給する際にお願いをしたいんですけども、そのあたりの市町村の業務の中で、この収入に対しては課税されますよという、そういうあたりの丁寧な説明があったのかどうか、それ最後に確認をして、この分についての質問を終わります。

以上です。

事業関係やから、僕は安井部長かと思うんですけども。

○議長（浅岡正広）

安井部長。

○まち創造部長（安井啓悦）

昨年度につきまして、これ事業者支援ということでやらせていただいたんですけども、そのときには税のほうで所得になるとか、そういった関係については特に周知したというんですか、それはもう周知の上ということで実施させていただいておりますので、特にそのときに関して特別にそれをやったということではございません。

以上でございます。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

私も大阪府の振興補助金について聞きたいんですけども、これ、事前の幹事長会議のときに副町長が頑張っておっしゃると、うそかほんまか分からへんねんけれども、言っってはったんやけれども、過去5年ぐらいの金額の推移というのはどんなものなのかというのを一つ聞きたいのと、これ算定するときにも、市町村の目標設定のところを目標一覧を拝見したら、そんなに河南町、いいわけではないんですね、ほかの市町村に比べて。国保の徴収率

は市町村の中では低いほうやし、経常収支比率もそんなによくない。特に、定員管理計画策定状況もバツになっている。

このあたりのそんなにいい状況ではないという中で、河南町、大阪府下全部を見たら吹田市が6,600万円ぐらいかな、河南町と阪南市が4,300万円で2番目なんです、同率。そういういい高評価を得たのは何でかというのと、河南町、何でこの各項目、低いのかというのを説明を聞きたいです。

○議長（浅岡正広）

後藤課長。

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

1点目ですけれども、過去5年ぐらいの振興補助金の推移ということでございましたけれども、今すみません、手元のほうに過去、平成30年度からしか持っていないんですけれども、平成30年度が2,650万円、令和元年度が1,870万円、令和2年度が2,940万円、それから令和3年度が4,300万円というふうになっております。

目標項目が小さいというお話ですかね。大阪府のホームページをご覧くださいのお話でいただいているんかと思えますけれども、各市町村の設定目標一覧ということで、これ表示してはりますけれども、こちらのほうは経常収支であったりとか、徴収率の令和2年度実績と令和3年度のほうの目標値を並べておりますけれども、これ実態に即しているというか、こちらのほうから目標値として出しているという数字になっております。

目標値が低いということでしょうか。

（「値が低い」と呼ぶ者あり）

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

値が低い。目標の数字が低いということなんですかね。

（「実績」と呼ぶ者あり）

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

実績が低いというか、例えば経常収支であったりとか、そういうのは低いほうがいいということになっておりますので、全ての項目というのが低いのが駄目というようなことではないと思います。逆にその徴収率については、当然高いほうがいいということになりますので、それはいろいろ国保であったりとか税とか徴収率のほうは向上に努めておりますけれども、現実的にちょっとその数字にとどまっているという実態になっております。

○議長（浅岡正広）

佐々木議員。

○6番（佐々木希絵）

ごめんなさい、多分私の質問が曖昧過ぎたんやと思います。例えば、一番最後の指標7の定員管理計画策定状況、これ調査の中で、河南町とあと一つぐらいが策定していないという状況なんですよ。これやったら城田副町長の活躍もあって、もっともってもらえるかもしれないのに、こういうことは何でやらないんですか。

○議長（浅岡正広）

後藤課長。

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

まだちょっとその辺は、定員管理計画の面につきましては、なぜと理由がづらいんですけども、まだちょっとそこまでの計画策定にまでは至っていないというところで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（浅岡正広）

よろしいですか。ほかに。

松本議員。

○2番（松本四郎）

今度、15ページですけれども、15ページの法人事業税交付金についてちょっとお尋ねしたいんですけども、これ補正前の金額としては300万円という予定はしておられましたけれども、今回その4倍ぐらいの金額1,163万1千円ということで、これは増えることはいいんですけども、このぐらい大きな理由は、出るというのは何か特別な要因というのがあったんでしょうか、それをちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（浅岡正広）

後藤課長。

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

法人事業税交付金のほうは、一旦、大阪府のほうに府税として収納されたものの、一定割合が河南町のほうに入ってくるという仕組みがまずもってそうっております。令和2年度から、これ初めて収納されるようになっておりまして、消費税アップの令和元年10月の時期に税の偏在是正というような名目の下で、こういう交付金になっているかと思えます。

原因ですけれども、一つ制度として変わっておりますが、これ制度編成過程の中で、市町村に対します交付割合なんですけれども、都道府県に収納された法人事業税割合の令和2年

度については、3.4%の割合が各市町村に人口案分ですか、そういう格好で来ます。それが令和3年度につきましては7.7%に変更になっておりますので、その交付割合の増というのが一つの要因ではないかと思っております。全体の府税としての収入額が、どの辺まで大きくなったのかというのは、大きくなったんであろうということは推測はされるんですけども、現実的に何ぼに大きくなっているかとかいうところまではちょっと把握しておりません。申し訳ないですが、それはご理解いただきたいと思えます。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

今の理由で大体分かったようで分からんようなところありますけれども、基本的には一旦、大阪府に全部納入して、その後、大阪府から年度ごとの比率に応じて配賦するというので、その基準というのはやはり毎年変わっていくということで認識しておいてよろしいんですか。

○議長（浅岡正広）

後藤課長。

○総務部人事財政課長（後藤利彦）

交付割合のほうなんですけれども、毎年変わるわけではなくて、先ほど言いましたとおり、制度、法人事業税そのものにつきましては昔からあると思います。ただ、その法人事業税のほうを市町村のほうに交付するというのが、令和元年の10月に消費税率がアップされたときに税の偏在是正の一環としてできていると思います。

そこから令和2年度、令和3年度と2か年になるんですけども、これは7.7%の交付割合というのが最終形態だと思っております。令和2年度が制度改正後の初年度になりますので、やはりその法人の事業年度の関係とかありまして、まだ令和2年度は改正過程ということで3.4%の交付割合であったと。令和3年度は7.7%ですので、これが完成形で以降の年度についてもこの率で来るのではないかというふうに認識しております。

○議長（浅岡正広）

松本議員。

○2番（松本四郎）

分かりました。今の状況、これからもこの7.7%という交付割合が続いていくということで、これからの予算体制も組んでいくという認識で理解しておいてよろしいですね。分かりました。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

中川議員。

○10番（中川 博）

先ほちょっと私、失礼なことを言うてしまったんですが、先ほどの地方振興なんですけれども、大阪府広域水道企業団に参加したことが僕は理由やと思ったんですけれども、城田副町長の実績というのはちょっと知りませんでしたので、申し訳ございませんでした。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

続いて、報告第2号 令和4年専決第2号 河南町税条例の一部を改正する条例の制定について質疑をお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

日程第5 議案第1号 財産の取得（かなん公共交通バス購入）についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

多村部長。

○総務部長（多村美紀）（登壇）

では、タブレットのほうは28ページでございます。

#### 議案第1号

#### 財産の取得（かなん公共交通バス購入）について

下記のとおり財産の取得をすることについて、河南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年河南町条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年5月13日提出

河南町長 森田昌吾

提案理由でございますが、現在運行しております地域公共交通のカナちゃんバスは、登録から10年目を迎え、走行距離は4月末で2台ともに50万1,000kmを超えております。毎日運行前には点検を行っておりますが、経年劣化等で、昨年の1年間で8件のエンジン等の不具合が発生し、時には時間の運休をせざるを得ない場合もございました。利用者の皆様には、大変ご不便をおかけすることとなっていることが現状です。

そのような点を解消するため、地域公共交通として安全・安心を第一に安定的な運行を維持するため、また、どなたにでも利用しやすい低床バスの要望も多くあり、今回、小型低床バス2台を購入するものです。購入につきましては、指名競争入札で4月25日に開札し、4月28日に仮契約を締結しております。

記といたしまして、1、取得物件は、かなん公共交通用バス2台であります。

2、取得の方法は、指名競争入札。

3、取得金額は、金5,170万円、税込み2台分の金額でございます。

4、取得先は、大阪府富田林市中野町東1丁目7番9号、富田林市自動車協同組合代表理事、西田友胤。

次にめくっていただきまして、資料でございます。

1、財産の取得について、入札書に記載された金額は金4,700万円、取引に係る消費税及び地方消費税の額は金470万円、取得金額は金5,170万円でございます。

2、入札参加者につきましては、マイクロバス等車両を希望する次の5者を指名させていただきました。

次に、3、入札者の入札金額でございます。2者が応札し、2者が辞退、1者が無効となりました。応札した2者のうち、最低入札価格を応札した者が予定価格内であったため、落札者と決定いたしました。落札率は99.4%でございます。納入期限は令和5年1月20日までとなっております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（浅岡正広）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、提案に関してのみ、質疑があればお受けします。

力武議員。

○5番（力武 清）

質問じゃないんですけれども、落札に至るこの富田林市自動車協同組合ですか、これの納入実績と、会社というか組合ですが、会社の概要、これ委員会付託をされるというお話を聞いていますので、その時点で資料の提供をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（浅岡正広）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

なければ、お諮りします。

ただいま上程のありました議案第1号の議案審査については、会議規則第39条第1項の規定により、総務建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（浅岡正広）

異議なしと認めます。よって、総務建設常任委員会にこれを付託し、審査することに決しました。

ここで暫時休憩します。

休憩の間、総務建設常任委員会の開催をお願いします。正副委員長及び各委員には、よろしく審査をお願いしておきます。

休 憩（午前10時53分）

~~~~~

再 開（午後 2時28分）

○議長（浅岡正広）

休憩が少し長くなりましたが、引き続き会議を再開いたします。

先ほど総務建設常任委員会に付託しました議案第1号 財産の取得（かなん公共交通バス購入）について審査の結果報告があります。

日程に追加し、委員長報告について議題とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（浅岡正広）

異議がないようですので、日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

追加日程第1 総務建設常任委員会委員長から委員会の審査の経過及び結果について報告を求めます。

松本委員長。

○総務建設常任委員会委員長（松本四郎）（登壇）

それでは、総務建設常任委員会委員長、松本四郎。総務建設常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会議で当委員会に付託されました案件は、議案第1号 財産の取得（かなん公共交通バス購入）についてであります。

本日、委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、議案第1号 財産の取得（かなん公共交通バス購入）については、可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

議案第1号 財産の取得（かなん公共交通バス購入）については、かなん公共交通において、新たにバス2台購入を行うものでございます。

先ほどの開催された総務建設常任委員会では、委員からの様々な質疑が行われ、意見等が出されました。各委員の主な質疑などは、次のとおりであります。

まず一つ目、予定価格はどのように算出したのか。回答、大阪日野自動車からの見積書を参考に算出した。

予定価格を公表するのであれば、予定価格をシビアに見るべきではなかったか。回答、今回の河南町のバス購入ではオプションが多く、オプション価格が高くなった。

次の質問でございます。落札率99.4%と高いがその理由は。回答です。予定価格は、大阪日野自動車からの見積書を参考とした。

次の質問です。オプション価格は幾らか。回答、約720万円で、町独自のオプション価格は約500万円である。

次、富田林市自動車協同組合の実績は。回答、太子町、富田林市、富田林市社会福祉協議会などに実績がある。

次の質問です。予定価格はなぜ高いのか。回答です。半導体の件も鑑みているが、マイナーチェンジの分も見込んだ。

次の質問です。電気自動車の検討は。回答、バスは現在、町内1日220km走っており、電気自動車の場合、バスはエアコンなしで150kmしか走れない。

次の質問です。税制面で自動車取得税などが減免されていないのか。回答です。町では、自動車取得税は非課税である。

次の質問です。今回のバスはリコール対象車ではないのか。現在のところ、リコール対象車ではない。

次の質問です。車検時の代替車はないのか。回答です。買替え車2台以外に1台保有している。

次の質問です。ディーゼル車の尿素規制の対応は。回答です。町内のガソリンスタンドでは対応できる。

次の質問です。バスはハイオク車か。回答、燃料は軽油となる。

次の質問です。大阪日野自動車は燃費改ざんがあったが、入札参加者として問題はなかったのか。回答です。近隣市町村でも指名停止の措置もなく、また、今回購入するバスについても燃費改ざんがなかったため問題はない。

次の質問です。低床バスはほかのメーカーにはないのか。回答、日野自動車しかない。

次の質問です。なぜリース契約をしなかったのか。回答、オプションが多かったため購入とした。

次の質問です。国からの交付金、助成金はどうか。回答、リース契約ではなく購入であれば借入れの対象となり、後年度に交付税措置がある。

次の質問です。外観のペイントはオプションに含まれているのか。回答です。含まれていない。ペイントのデザインは大阪芸術大学に依頼し、別途ペイントを行う予定である。

質問です。ペイント代は幾らか。200万円ぐらいと想定している。

次の質問です。車両の保証はどうか。契約では1年である。

バスの保険は増額するのか。回答です。現有のバスと同じ保険料と考えている。

次の質問です。バスの車検はどうなるのか。回答、町内業者も含めて富田林市自動車協同組合の事業者にも車検をお願いすることになる。

質問です。大阪日野自動車に見積りを参考にもらい予定価格を算出したが、大阪日野自動車を入札参加業者として指名したことに問題はないのか。回答、落札業者が複数あるため問

題はない。

次の質問です。車両仕様書など提出いただき、また、価格等も説明いただき、予定価格も適正である。

ICカードはオプションに含まれているのか。答え、含まれていない。

最後に討論として、賛成討論として、今回のバス購入は住民の交通弱者視点として、今回の車両購入は必要不可欠である。今後は、入札制度の透明性を求めるため、別途、特別委員会で議論し、厳正な入札制度も求めて賛成とするという意見があります。

もう一人、また賛成討論として、多くのEV、オプション、ポンチョなど多くの質問を投げかけたが、概ね回答には満足である。ただし、落札率99.4%なので、今後は入札制度の改善、見直し等、実施をお願いしたいなどという意見が出されました。

委員会では、以上のように様々な質疑や意見が出されました。賛成のみの討論があり、採決の結果、全員賛成で原案を可決すべきものと決しました。

以上が当委員会の審査概要であります。記録は事務局に整理させておりますので、後日、ご覧いただければ結構かと思えます。

以上、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（浅岡正広）

総務建設常任委員会、松本委員長の審査報告が終わりました。慎重なる審査、お疲れさまでした。松本議員、その場にてしばらくお待ちください。

それでは、これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、質疑を終結します。

松本委員長、自席にお戻りください。

次に、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅岡正広）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅岡正広）

起立全員と認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

○議長（浅岡正広）

以上で、本臨時会議の議事日程は全て終了しました。

本臨時会議の閉議に際し、森田町長より挨拶の申出がありましたので、これをお受けいたします。

森田町長。

○町長（森田昌吾）（登壇）

令和4年河南町議会5月臨時会議の閉議に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびは、本臨時会におきましてご提案させていただきました案件につきまして、慎重審議の上ご可決を賜りまして、ありがとうございます。

最後の報告になりますけれども、昨日も消防の広域化の協議会の設立総会がありました。南河内の8市町村で、大阪南消防広域化協議会という任意の協議会を設立いたしました。今後は、令和6年の開始に向けまして、いろいろな協議が関係市町村で進められてまいりますので、本町もそのように進めてまいりたいというふうに考えております。これまで以上に、住民の皆さんの安全・安心ができるように進めてまいりますので、議員の皆様にもご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議員の皆様におかれましては、時節柄お体に十分ご留意いただきまして、ご活躍されんことをお祈り申し上げまして、閉議のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（浅岡正広）

森田町長の挨拶が終わりました。

本臨時会議の会議において字句等の修正がありましたら、議長において修正したいと思います。

それでは、これをもちまして令和4年河南町議会5月臨時会議を閉じまして、散会とします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

午後2時41分閉議

~~~~~  
地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

河南町議会議長

署名議員（10番）

署名議員（1番）

